

2 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

勧告	説明図表番号
<p>(1) 関連制度等</p> <p>申請手続等において、添付書類により申請者が本人であることの確認（以下「本人確認」という。）等を行うものがあり、本人確認等に利用されている主な文書としては、戸籍謄本等、住民票及び身分証明書がある。</p> <p>ア 戸籍謄本等</p> <p>戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録・公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度とされており、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第1項に基づき、本籍地の市町村長が編製している。戸籍には、「本籍」「氏名」「出生の年月日」「戸籍に入った原因及び年月日」「実父母の氏名及び実父母との続柄」「養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄」「夫婦については夫又は妻である旨」「他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示」等（注）が記載されている。戸籍は日本国民である限り編製され、戸籍簿から除かれた戸籍がつづられる除籍簿については、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第5条第4項により、150年間保存することとされている。</p> <p>戸籍謄本等の交付手数料は、各市町村の条例で定められており、条例が準拠している地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）では、一通につき450円とされている。</p> <p>また、交付請求先は本籍地の市町村であるため、住所地の市町村と異なる場合には、郵送による申請が必要であるなど一定の負担が発生する。</p> <p>（注）そのほか、平成12年4月の成年後見制度施行以前に禁治産・準禁治産の宣告を受けている旨が記載されている（本人が戸籍から後見登記等ファイルへ移行申請を行っている場合を除く。）。</p> <p>イ 住民票</p> <p>住民票（住民基本台帳）は、住民の居住関係を公証するものとされ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に基づき、市町村長が作成している。日本国民であっても、日本国外に転出した場合には、住民票は作成されない。住民票には、「氏名」「出生の年月日」「男女の別」「本籍地」「住所」等が記載されている。</p> <p>住民票の写しの交付手数料は、各市町村の条例で定められており、当省が把握できた範囲においては、おおむね300円程度となっている。</p> <p>住民票の写しは、①交付手数料が戸籍謄本等より安価であること、②住所地の市町村に交付の申請ができることから、本籍地の市町村に交付の申請をしなければならない戸籍謄本等に比べて容易に取得できる。</p> <p>ウ 本籍地の市町村長が発行している身分証明書</p>	<p>表2－(1)－ア－①、②</p> <p>表2－(1)－ア－③</p> <p>表2－(1)－ア－④</p> <p>表2－(1)－イ－①</p> <p>表2－(1)－イ－②</p>

<p>身分証明書は、禁治産・準禁治産宣告、後見登記、破産宣告の通知を受けていないことを証明するものとされ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第2項に基づき、本籍地の市町村長が作成している。身分証明書には、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことのほか、氏名、生年月日及び本籍地が記載されている。</p> <p>身分証明書の交付手数料は、各市町村の条例で定められており、当省が把握できた範囲においては、おおむね300円から600円程度となっている。</p>	<p>表2－(1)－ウ－①、②</p>
<p>(2) 調査結果</p> <p>今回、申請手続等のうち、国家資格の登録申請や事業の許可等の手続を把握し、戸籍謄本等の提出が必要な75手続全て（親族関係の身分関係を把握するなどのために戸籍謄本等の提出を必要としていることが明らかな手続は除く。）について、戸籍謄本等の提出を必要とする理由及び戸籍謄本等による確認内容を調査した。</p> <p>また、戸籍謄本等の提出の必要性を検討する観点から、本籍記載のある住民票の写しの提出が必要な135手続のうち49手続、本籍記載のない住民票の写しの提出が必要な97手続のうち31手続、戸籍謄本等及び住民票の写しの提出が不要な136手続のうち50手続について、戸籍謄本等の提出を不要としていることによる支障の有無等を調査した。</p> <p>その結果、戸籍謄本等の提出が必要な75手続については、次のとおり、戸籍謄本等でしか対応できないと考えられる手続がある一方、必ずしも戸籍謄本等の提出が必要でないと考えられる手続がみられた。</p>	<p>表2－(2)－①、②</p>
<p>ア 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続（14手続）</p> <p>戸籍謄本等による確認内容に基づき手続を区分すると次のとおりである。</p> <p>① 本人確認のため、「氏名」「生年月日」及び「本籍地」（以下、これらを総称して「3情報」という。）を確認している手続【公有水面埋立免許の申請等9手続】</p> <p>② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴（注）を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続【軽油引取税における元売業者の指定の申請、港湾運送事業の許可の申請等4手続】</p> <p>（注）禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しない者等</p> <p>③ 本人確認のため及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続【海事補佐人の登録の申請1手続】</p> <p>一方、上記手続と同様の内容を確認している手続の中には、戸籍謄本等の提出を求めることなく、本籍記載のある住民票の写しにより本人確認等を行</p>	<p>表2－(2)－ア</p> <p>表2－(2)－ア－i ～xi</p>

っている手続（司法書士の登録の申請、栄養士免許の申請等）があり、これらの手続においては、本人確認等に特段の支障は認められなかった。

これらを踏まえると、i) 本人確認のため、ii) 犯歴照会のため及びiii) 所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している上記手続については、本籍記載のある住民票の写しにより、必要な確認を行うことが可能と考えられる。

なお、本人確認のために「本籍地」を確認することについては、本籍地は、国民が海外に転出した場合にも日本国民である限りは維持されることなどから、厳格に本人を特定する上で一定の意義があると考えられる。

イ 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続（26手続）

試験申込等から登録申請までの間に婚姻等により「氏名」又は「本籍地」の変更が生じた場合、戸籍謄本等により変更前後の「氏名」等を確認している手続があったが、これらの手続は、「氏名」等に変更が生じていない者にも戸籍謄本等の提出を求めている。

戸籍謄本等による確認内容に基づき手続を区分すると次のとおりである。

- ① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続【登録政治資金監査人の登録の申請、医師免許の申請等19手続】
- ② 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続で、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続【行政書士の登録の申請、税理士の登録の申請2手続】
- ③ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続【獣医師免許の申請等2手続】
- ④ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続。その上、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続【公認会計士の開業登録の申請等3手続】

しかし、上記の本人確認等のために確認している3情報については、前述のとおり、本籍記載のある住民票の写しにより、必要な確認を行うことが可能である。

表2- (2) -イ

表 2- (2) -イ- i
~ ix

また、試験申込等から登録申請までの間に婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更があった場合、変更前後の「氏名」又は「本籍地」については、戸籍謄本等でのみ確認可能であるが、変更のない者が大多数であると考えられる。上記手続と同様の内容を確認している手続の中には「氏名」又は「本籍地」の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めている手続（柔道整復師免許の申請、歯科衛生士免許の申請、あん摩マッサージ指圧師免許の申請等）があり、これらの手続においては、確認に特段の支障は認められなかった。

そのほか、上記手続と同様の内容を確認している手続の中には、戸籍謄本等の提出を求めることなく、別途提出を求めている身分証明書により本人確認を行っている手続（貸金業取扱主任者の登録の申請）があり、当該手続においては、本人確認に特段の支障は認められなかった。

これらを踏まえると、上記手続については、「氏名」又は「本籍地」の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めることは可能と考えられる。

ウ 戸籍謄本等の提出を求めることに一定の合理性があると考えられる手続（35手続）

「日本国籍を有していること」、「禁治産者・準禁治産者でないこと」、「親子関係等があること」といった欠格事由等に該当していないことを確認するため、戸籍謄本等の提出を求める手続【自動車運転代行業の認定の申請、公証人の任命の申請、美術品の登録の申請、騎手免許の申請、耐空検査員の認定の申請等35手続】があった。これらは戸籍謄本等でのみ確認が可能であるため、戸籍謄本等の提出を求めることについて、一定の合理性があると認められた。

（今後の課題）

政府においては、行政手続コスト削減の観点から、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めることとしている。また、行政上の各種システムの構築や個人番号カード等の普及・高度化など申請手続等に関連するIT基盤の状況は、急速に変化している。

前述のとおり、厳格な本人確認として本籍地を確認することには一定の意義がある。他方、本籍地を確認しなくても、本人確認として手続の要件を満たすことができるのであれば、住民票の写し等の提出を不要とし、住民基本台帳ネットワークや個人番号カード・公的個人認証の仕組み等を通じて得られる「氏名」「出生の年月日」「男女の別」「住所」等の情報で本人確認を行うことで、申請者側の負担のみならず、添付書類の審査を行う行政側の負担軽減が見込まれる。

今後、各種申請手続における本人確認については、本籍情報の取得を当然の前提とすることなく、行政手続コスト削減等に取り組むことが適当である。

表 2- (2) - イ - xi

表 2- (2) - ウ
表 2- (2) - ウ - i
～ iv

【所見】

したがって、関係府省は、戸籍謄本等の提出を求めている手続について、申請者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能である手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の提出を不要とし、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行うこと。(総務省、国土交通省)
- ② 試験申込等から登録申請までの間の「氏名」等の変更の有無を確認するため戸籍謄本等の提出を求めている手続については、法令を改正するなどして、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行うこと。(金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省)

表 2-(1)-ア-① 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）＜抜粋＞

第 1 条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。

2 (略)

第 6 条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

第 7 条 戸籍は、これをつづつて帳簿とする。

第 12 条 一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する。

2 (略)

第 13 条 戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 戸籍に入った原因及び年月日
- 四 実父母の氏名及び実父母との続柄
- 五 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
- 六 夫婦については、夫又は妻である旨
- 七 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示
- 八 その他法務省令で定める事項

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-ア-② 戸籍謄本（全部事項証明）の記載のひな形

		(6の1)	全部事項証明
本籍	東京都千代田区平河町一丁目10番地		
氏名	甲野 義太郎		
戸籍事項 戸籍編製 転籍	【編製日】 平成4年1月10日 【転籍日】 平成5年3月6日 【従前の記録】 【本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地		
戸籍に記録されている者	【名】 義太郎 【生年月日】 昭和40年6月21日 【配偶者区分】 夫 【父】 甲野幸雄 【母】 甲野松子 【続柄】 長男		
身分事項 出生	【出生日】 昭和40年6月21日 【出生地】 東京都千代田区 【届出日】 昭和40年6月25日 【届出人】 父		
婚姻	【婚姻日】 平成4年1月10日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄		
養子縁組	【縁組日】 平成33年1月17日 【共同縁組者】 妻 【養子氏名】 乙川英助 【送付を受けた日】 平成33年1月20日 【受理者】 大阪市北区長		
認知	【認知日】 平成35年1月7日 【認知した子の氏名】 丙山信夫 【認知した子の戸籍】 千葉市中央区千葉港5番地 丙山竹子		
戸籍に記録されている者	【名】 梅子 【生年月日】 昭和41年1月8日 【配偶者区分】 妻 【父】 乙野忠治 【母】 乙野春子 【続柄】 長女		
身分事項 出生	【出生日】 昭和41年1月8日		

(注) 戸籍法施行規則第24号附録から抜粋した。

表 2-(1)-ア-③ 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）〈抜粋〉

第 5 条 除籍簿は、年ごとにこれを別冊とし、丁数を記入し、その表紙に「平成何年除籍簿」と記載しなければならない。

2 前条第二項の規定は、各年度の除籍簿にこれを準用する。

3 市町村長は、相当と認めるときは、数年度の除籍簿を一括してつづることができる。この場合には、更に表紙をつけ、「自平成何年至平成何年除籍簿」と記載しなければならない。

4 除籍簿の保存期間は、当該年度の翌年から百五十年とする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-ア-④ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）〈抜粋〉

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～七の二 (略)	(略)	(略)
八 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項及び第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項及び第二項（これらの規定を同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）、第二百十条第一項並びに第二百二十六条の規定に基づく戸籍に関する事務	1 戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百十条第一項若しくは第二百二十六条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 2～6 (略)	一通につき四百五十円 (略)
九～百九 (略)	(略)	(略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-イ-① 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）〈抜粋〉

（住民基本台帳の備付け）

第 5 条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。

（住民票の記載事項）

第 7 条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
- 六 住民となつた年月日
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所
- 八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- 九～十四 （略）

（戸籍の附票の作成）

第 16 条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

2 （略）

（戸籍の附票の記載事項）

第 17 条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- 一 戸籍の表示
- 二 氏名
- 三 住所
- 四 住所を定めた年月日

（注） 下線は当省が付した。

表 2-(1)-イ-② 住民票の様式例

住民票			
氏名	総務太郎	生年月日	昭和※※年※月※日
性別	男	住民票コード	1 2 3 4 5 6
住所	〇〇1丁目△番□号	届出年月日	昭和※※年※月※日
住民となった年月日		昭和※※年※月※日	
世帯主	総務一郎	続柄	子
本籍	□□県△△市〇〇※丁目※番※号	筆頭者	総務一郎
前住所	□□県△△市〇〇※丁目※番※号		
この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。			
平成〇年〇月〇日 △△市長 □□ □□ 印			

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-ウ-① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）＜抜粋＞

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。
 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
 3～17 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2－(1)－ウ－② 身分証明書の様式例

身分証明書	
本 籍	□□県△△市○○※丁目※番※号
本人氏名	総務太郎
生年月日	昭和※※年※月※日
1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。	
2. 後見の登記の通知を受けていない。	
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。	
上記のとおり証明する。	
平成○年○月○日	△△市長 □□ □□ 印

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-① 調査実施手続一覧

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
①戸籍謄本等の提出が必要な手続(75)			
1	警察庁	駐車監視員資格者証の交付の申請	道路交通法(昭和35年法律第105号)
2	警察庁	自動車運転代行業の認定の申請	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)
3	金融庁	公認会計士の開業登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
4	金融庁	外国公認会計士の開業登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
5	金融庁	特定社員登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
6	総務省	行政書士の登録の申請	行政書士法(昭和26年法律第4号)
7	総務省	軽油引取税における元売業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)
8	総務省	軽油引取税における仮特約業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)
9	総務省	軽油引取税における特約業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)
10	総務省	登録政治資金監査人の登録の申請	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)
11	法務省	公証人の任命の申請	公証人法(明治41年法律第53号)
12	法務省	更生保護事業に係る寄附金募集の許可の申請	更生保護事業法(平成7年法律第86号)
13	外務省	一般旅券の発給の申請	旅券法(昭和26年法律第267号)
14	財務省	税理士の登録の申請	税理士法(昭和26年法律第237号)
15	文部科学省	美術品の登録の申請	美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成10年法律第99号)
16	厚生労働省	医師免許の申請	医師法(昭和23年法律第201号)
17	厚生労働省	歯科医師免許の申請	歯科医師法(昭和23年法律第202号)
18	厚生労働省	保健師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
19	厚生労働省	助産師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
20	厚生労働省	看護師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
21	厚生労働省	准看護師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
22	厚生労働省	診療放射線技師免許の申請	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)
23	厚生労働省	臨床検査技師免許の申請	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)
24	厚生労働省	理学療法士免許の申請	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
25	厚生労働省	作業療法士免許の申請	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
26	厚生労働省	視能訓練士免許の申請	視能訓練士法(昭和46年法律第64号)
27	厚生労働省	臨床工学技士免許の申請	臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)
28	厚生労働省	義肢装具士免許の申請	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
29	厚生労働省	歯科技工士免許の申請	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)
30	厚生労働省	救急救命士免許の申請	救急救命士法(平成3年法律第36号)
31	厚生労働省	薬剤師免許の申請	薬剤師法(昭和35年法律第146号)
32	厚生労働省	クリーニング師免許の申請	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)
33	厚生労働省	販売従事登録(登録販売者)の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
34	農林水産省	獣医師免許の申請	獣医師法(昭和24年法律第186号)
35	農林水産省	調教師免許の申請(中央競馬)	競馬法(昭和23年法律第158号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
36	農林水産省	騎手免許の申請(中央競馬)	競馬法(昭和23年法律第158号)
37	農林水産省	調教師免許の申請(地方競馬)	競馬法(昭和23年法律第158号)
38	農林水産省	騎手免許の申請(地方競馬)	競馬法(昭和23年法律第158号)
39	農林水産省	家畜人工授精師免許の申請	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)
40	国土交通省	船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請	船員法(昭和22年法律第100号)
41	国土交通省	耐空検査員の認定の申請	航空法(昭和27年法律第231号)
42	国土交通省	海事補佐人の登録の申請	海難審判法(昭和22年法律第135号)
43	国土交通省	公有水面埋立免許の申請	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)
44	国土交通省	第一種貨物利用運送事業の登録の申請	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)
45	国土交通省	第二種貨物利用運送事業の許可の申請	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)
46	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
47	国土交通省	一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
48	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
49	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
50	国土交通省	特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の受委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
51	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の譲受けの届出	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
52	国土交通省	特定第二種貨物利用運送事業者に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
53	国土交通省	廃油処理事業の許可の申請	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
54	国土交通省	小型船造船業の登録の申請	小型船造船業法(昭和41年法律第119号)
55	国土交通省	港湾運送事業の許可の申請	港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)
56	国土交通省	倉庫業の登録の申請	倉庫業法(昭和31年法律第121号)
57	国土交通省	発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受けの認可の申請	倉庫業法(昭和31年法律第121号)
58	国土交通省	内航海運業の登録の申請	内航海運業法(昭和27年法律第151号)
59	国土交通省	一般旅客運送事業の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
60	国土交通省	一般旅客運送事業の管理の受委託の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
61	国土交通省	一般旅客運送事業の譲渡及び譲受けの認可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
62	国土交通省	特定旅客運送事業の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
63	国土交通省	特定旅客運送事業の管理の委託の届出	道路運送法(昭和26年法律第183号)
64	国土交通省	自動車道事業の免許の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
65	国土交通省	自動車道事業の管理の受委託の許可申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
66	国土交通省	自動車道事業の譲渡及び譲受けの認可申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)
67	国土交通省	海事代理士の登録の申請	海事代理士法(昭和26年法律第32号)
68	国土交通省	建築士(一級)免許の申請	建築士法(昭和25年法律第202号)
69	国土交通省	建築士(二級、木造)免許の申請	建築士法(昭和25年法律第202号)
70	国土交通省	建築基準適合判定資格者の登録の申請	建築基準法(昭和25年法律第201号)
71	国土交通省	構造計算適合判定資格者の登録の申請	建築基準法(昭和25年法律第201号)
72	国土交通省	鉄道事業の許可の申請	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)
73	国土交通省	索道事業の許可の申請	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)
74	国土交通省	自動車ターミナル事業の許可の申請	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)
75	国土交通省	自動車ターミナル事業の譲渡及び譲受けの認可の申請	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
②本籍記載のある住民票の写しの提出が必要な手続(49)			
1	警察庁	銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
2	警察庁	技能検定の受験の申請	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
3	警察庁	射撃教習を受ける資格の認定の申請	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
4	警察庁	猟銃又は空気銃の射撃練習を行う資格の認定の申請	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
5	警察庁	風俗営業の許可の申請	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
6	警察庁	店舗型性風俗特殊営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
7	警察庁	無店舗型性風俗特殊営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
8	警察庁	映像送信型性風俗特殊営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
9	警察庁	店舗型電話異性紹介営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
10	警察庁	無店舗型電話異性紹介営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
11	警察庁	特定遊興飲食店営業の許可の申請	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
12	警察庁	深夜における酒類提供飲食店営業開始の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
13	金融庁、 農林水産省	農林中央金庫代理業の許可の申請	農林中央金庫法(平成13年法律第93号)
14	法務省	民間紛争解決手続の業務の認証の申請	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)
15	法務省	司法書士の登録の申請	司法書士法(昭和25年法律第197号)
16	法務省	土地家屋調査士の登録の申請	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)
17	法務省	弁護士法第5条に基づく弁護士となる資格の認定の申請	弁護士法(昭和24年法律第205号)
18	文部科学省	教員資格認定試験の受験の申請	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)
19	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師免許の申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
20	厚生労働省	はり師免許の申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
21	厚生労働省	きゆう師免許の申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
22	厚生労働省	栄養士免許の申請	栄養士法(昭和22年法律第245号)
23	厚生労働省	言語聴覚士免許の申請	言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
24	厚生労働省	歯科衛生士免許の申請	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
25	厚生労働省	柔道整復師免許の申請	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
26	厚生労働省	製菓衛生師免許の申請	製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)
27	厚生労働省	調理師免許の申請	調理師法(昭和33年法律第147号)
28	厚生労働省	衛生管理者免許の申請(「免許試験合格通知書」を交付されていない者)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
29	厚生労働省	クレーン・デリック運転士免許の申請(「免許試験合格通知書」を交付されていない者)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
30	厚生労働省	技能講習(木材加工用機械作業主任者)の受講の申請	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
31	厚生労働省	技能講習(有機溶剤作業主任者)の受講の申請	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
32	厚生労働省	技能講習(フォークリフト運転技能講習修了者)の受講の申請	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
33	農林水産省、 経済産業省	商品先物取引仲介業者の登録の申請	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)
34	経済産業省	日本競輪学校入学試験(競輪選手)の受験の申請	自転車競技法(昭和23年法律第209号)
35	経済産業省	電気主任技術者免状の交付の申請	電気事業法(昭和39年法律第170号)
36	経済産業省	ダム水路主任技術者免状の交付の申請	電気事業法(昭和39年法律第170号)
37	経済産業省	ボイラー・タービン主任技術者免状の交付の申請	電気事業法(昭和39年法律第170号)
38	経済産業省、 環境省	引取業者の登録の申請	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)
39	国土交通省	建築設備士の登録の申請	建築士法(昭和25年法律第202号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
40	国土交通省	動力車操縦者免許の申請	動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和31年運輸省令第43号)
41	環境省	臭気判定士免状の交付の申請	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
42	環境省	核燃料取扱主任者試験の受験の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
43	環境省	原子炉主任技術者試験(筆記試験)の受験の申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
44	環境省	放射線取扱主任者免状の交付の申請	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
45	環境省	浄化槽清掃業の許可の申請	浄化槽法(昭和58年法律第43号)
46	環境省	浄化槽管理士免状の交付の申請	浄化槽法(昭和58年法律第43号)
47	環境省	技術管理者証の交付の申請	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)
48	環境省	産業廃棄物収集運搬業の許可の申請	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
49	環境省	特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
③本籍記載のない住民票の写しの提出が必要な手続(31)			
1	金融庁	貸金業務取扱主任者の登録の申請	貸金業法(昭和58年法律第32号)
2	金融庁	金融商品取引業の登録の申請	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
3	金融庁	適格機関投資家等特例業務に係る届出	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
4	金融庁	外務員の登録の申請	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
5	金融庁	金融商品仲介業の登録の申請	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
6	総務省	工事担任者資格者証の交付の申請	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
7	総務省	電気通信主任技術者資格者証の交付の申請	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
8	総務省	無線従事者免許の申請	電波法(昭和25年法律第131号)
9	法務省	公証人の書記の申請	公証人法(明治41年法律第53号)
10	財務省	塩製造業の登録の申請	塩事業法(平成8年法律第39号)
11	財務省	塩特定販売業の登録の申請	塩事業法(平成8年法律第39号)
12	財務省	特殊用塩特定販売業の届出	塩事業法(平成8年法律第39号)
13	財務省	塩事業センターの業務の一部委託の承認の申請	塩事業法(平成8年法律第39号)
14	財務省	酒類の製造免許の申請	酒税法(昭和28年法律第6号)
15	財務省	酒母等の製造免許の申請	酒税法(昭和28年法律第6号)
16	財務省	酒類の販売業免許の申請	酒税法(昭和28年法律第6号)
17	財務省	製造たばこの特定販売業の登録の申請	たばこ事業法(昭和59年法律第68号)
18	財務省	製造たばこの小売販売業の許可の申請	たばこ事業法(昭和59年法律第68号)
19	財務省	通関業の許可の申請	通関業法(昭和42年法律第122号)
20	文部科学省	学芸員資格認定の受験の申請	博物館法(昭和26年法律第285号)
21	厚生労働省	喀痰吸引等業務の登録の申請	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
22	経済産業省	火薬類製造保安責任者試験の受験の申請	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)
23	経済産業省	火薬類取扱保安責任者試験の受験の申請	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)
24	経済産業省	小型自動車競走審判員資格検定受検の申請	小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)
25	経済産業省	小型自動車競走選手養成所入所試験の受験の申請	小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)
26	経済産業省	採石業務管理者(採石業)の登録の申請	採石法(昭和25年法律第291号)
27	経済産業省	砂利採取業務主任者(砂利採取業)の登録の申請	砂利採取法(昭和43年法律第74号)
28	経済産業省	競輪審判員資格検定受検の申請	自転車競技法(昭和23年法律第209号)
29	国土交通省	宅地建物取引士の登録の申請	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)
30	国土交通省	通訳案内士の登録の申請	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)
31	国土交通省	旅行業又は旅行業代理業の登録の申請	旅行業法(昭和27年法律第239号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
④戸籍謄本等及び住民票の写しの提出が不要な手続(50)			
1	警察庁	射撃指導員の指定の申請	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
2	消費者庁	消費生活相談員資格試験の受験の申請	消費者安全法(平成21年法律第50号)
3	総務省	防火管理者の選任の届出	消防法(昭和23年法律第186号)
4	総務省	消防設備士免状の交付の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
5	総務省	防災管理者の選任の届出	消防法(昭和23年法律第186号)
6	総務省	危険物取扱者免状の交付の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
7	総務省	自衛消防組織統括管理者となるための自衛消防業務講習の受講等の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
8	総務省	消防設備点検資格者講習の受講等の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
9	総務省	防火対象物点検資格者講習の受講等の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
10	総務省	防災管理点検資格者講習の受講等の申請	消防法(昭和23年法律第186号)
11	法務省	申請等取次者の承認・届出	出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)
12	財務省	通関士の確認に係る届出	通関業法(昭和42年法律第122号)
13	文部科学省	技術士・技術士補の登録の申請	技術士法(昭和58年法律第25号)
14	文部科学省	社会教育主事講習の受講申込	社会教育法(昭和24年法律第207号)
15	文部科学省	司書・司書補講習の受講の申請	図書館法(昭和25年法律第118号)
16	文部科学省	学校図書館司書教諭講習の受講の申請	学校図書館法(昭和28年法律第185号)
17	厚生労働省	医薬品店舗販売業の許可の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
18	厚生労働省	高度管理医療機器等営業所管理者設置(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可)の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
19	厚生労働省	医療機器修理責任技術者設置(医療機器の修理業の許可)の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
20	厚生労働省	介護支援専門員証の交付の申請	介護保険法(平成9年法律第123号)
21	厚生労働省	看護師等確保推進者設置の届出	看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)
22	厚生労働省	職業訓練指導員免許の申請	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)
23	厚生労働省	技能検定(技能士)受験の申請	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)
24	厚生労働省	食鳥処理衛生管理者設置の届出	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)
25	厚生労働省	食品衛生管理者設置の届出	食品衛生法(昭和22年法律第233号)
26	厚生労働省	毒物・劇物販売業の登録の申請	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)
27	厚生労働省	毒物劇物取扱責任者設置の届出	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)
28	厚生労働省	受胎調節実地指導員の指定の申請	母体保護法(昭和23年法律第156号)
29	厚生労働省	向精神薬取扱責任者設置の届出	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)
30	厚生労働省	旅館業の許可の申請	旅館業法(昭和23年法律第138号)
31	農林水産省	家畜商免許の申請	家畜商法(昭和24年法律第208号)
32	農林水産省	飼料製造管理者設置の届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)
33	農林水産省	林業普及指導員資格試験の受験の申請	森林法(昭和26年法律第249号)
34	農林水産省	農業協同組合監査士資格試験の受験の申請	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)
35	農林水産省	遊漁船業者の登録の申請	遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)
36	経済産業省	液化石油ガス設備士免状の交付の申請	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)
37	経済産業省	ガス主任技術者免状の交付の申請	ガス事業法(昭和29年法律第51号)
38	経済産業省	高圧ガス製造保安責任者免状の交付の申請	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)
39	経済産業省	高圧ガス販売主任者免状の交付の申請	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)
40	経済産業省	保安管理者(鉱山保安法に基づく)の選任の届出	鉱山保安法(昭和24年法律第70号)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等
41	経済産業省	作業監督者(鉱山保安法に基づく)の選任の届出	鉱山保安法(昭和24年法律第70号)
42	経済産業省	保安管理者(深海底鉱業暫定措置法に基づく)の選任の届出	深海底鉱業暫定措置法(昭和57年法律第64号)
43	経済産業省	作業監督者(深海底鉱業暫定措置法に基づく)の選任の届出	深海底鉱業暫定措置法(昭和57年法律第64号)
44	経済産業省	ガス消費機器設置工事監督者資格講習の受講の申請	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年法律第33号)
45	国土交通省	管理主任技術者(ダム)の設置の届出	河川法(昭和39年法律第167号)
46	国土交通省	一般建設業の許可の申請	建設業法(昭和24年法律第100号)
47	環境省	環境カウンセラーの登録の申請	環境カウンセラー登録制度実施規程(平成8年9月5日環境庁官告示)
48	環境省	狩猟免許の申請	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
49	環境省	一般廃棄物収集運搬業の許可の申請	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
50	環境省	一般廃棄物処分業の許可の申請	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

表2- (2) - ② 戸籍簿本等の提出が必要な手続一覧

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等	確認書類	本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者・破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	犯罪歴(本籍情報から追跡)	親族的身分関係	確認事項	
													戸籍簿本等	○
1	警察庁	駐車監視員資格者証の交付の申請	道路交通法(昭和35年法律第105号)	○戸籍簿本等 □登記事項証明書	○			○ (禁治産者・準禁治産者)	□				○	
2	警察庁	自動車運転代行業の認定の申請	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)	○戸籍簿本等 □登記事項証明書	○			○ (禁治産者・準禁治産者)	□				○	
3	金融庁	公認会計士の開業登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□				○	
4	金融庁	外国公認会計士の開業登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□				○	
5	金融庁	特定社員登録の申請	公認会計士法(昭和23年法律第103号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□				○	
6	総務省	行政書士の登録の申請	行政書士法(昭和26年法律第4号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□				○	
7	総務省	軽油引取税における元売業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)	○戸籍簿本等	○								○	
8	総務省	軽油引取税における仮特約業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)	○戸籍簿本等	○								○	
9	総務省	軽油引取税における特約業者の指定の申請	地方税法(昭和25年法律第226号)	○戸籍簿本等	○								○	
10	総務省	登録政治資金監査人の登録の申請	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票	○	▲	○						○	
11	法務省	公証人の任命の申請	公証人法(明治41年法律第53号)	○戸籍簿本等	○					○			○	
12	法務省	更生保護事業に係る寄附金募集の許可の申請	更生保護事業法(平成7年法律第86号)	○戸籍簿本等	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	○				○	
13	外務省	一般旅券の発給の申請	旅券法(昭和26年法律第267号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票	○	▲	○			○			○	
14	財務省	税理士の登録の申請	税理士法(昭和26年法律第237号)	○戸籍簿本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□				○	
15	文部科学省	美術品の登録の申請	美術品の美術品における公開の促進に関する法律(平成10年法律第99号)	○戸籍簿本等	○								○	
16	厚生労働省	医師免許の申請	医師法(昭和23年法律第201号)	○戸籍簿本等	○		○						○	
17	厚生労働省	歯科医師免許の申請	歯科医師法(昭和23年法律第202号)	○戸籍簿本等	○		○						○	
18	厚生労働省	保健師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	○戸籍簿本等	○		○						○	
19	厚生労働省	助産師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	○戸籍簿本等	○		○						○	
20	厚生労働省	看護師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	○戸籍簿本等	○		○						○	
21	厚生労働省	准看護師免許の申請	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	○戸籍簿本等	○		○						○	

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等	確認書類	確認事項				親族的身分関係
					住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者、破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	
22	厚生労働省	診療放射線技師免許の申請	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	戸籍謄本等	○				
23	厚生労働省	臨床検査技師免許の申請	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)	戸籍謄本等	○				
24	厚生労働省	理学療法士免許の申請	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	戸籍謄本等	○				
25	厚生労働省	作業療法士免許の申請	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	戸籍謄本等	○				
26	厚生労働省	視能訓練士免許の申請	視能訓練士法(昭和46年法律第64号)	戸籍謄本等	○				
27	厚生労働省	臨床工学技士免許の申請	臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)	戸籍謄本等	○				
28	厚生労働省	義肢装具士免許の申請	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)	戸籍謄本等	○				
29	厚生労働省	歯科理工士免許の申請	歯科理工士法(昭和30年法律第168号)	戸籍謄本等	○				
30	厚生労働省	救急救命士免許の申請	救急救命士法(平成3年法律第36号)	戸籍謄本等	○				
31	厚生労働省	薬剤師免許の申請	薬剤師法(昭和35年法律第146号)	戸籍謄本等	○				
32	厚生労働省	クリーニング師免許の申請	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)	戸籍謄本等	○				
33	厚生労働省	販売従事登録(登録販売者)の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)	戸籍謄本等	○				
34	農林水産省	獣医師免許の申請	獣医師法(昭和24年法律第186号)	戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		□		○
35、36	農林水産省	調教師、騎手(中央競馬)免許の申請	競馬法(昭和23年法律第158号)	戸籍謄本等 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○		◆		○ ○(戸籍記録者全員の犯罪履歴)
37、38	農林水産省	調教師、騎手(地方競馬)免許の申請	競馬法(昭和23年法律第158号)	戸籍謄本等 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○		◆		○ ○(戸籍記録者全員の犯罪履歴)
39	農林水産省	家畜人工授精師免許の申請	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)	戸籍謄本等	○				○
40	国土交通省	船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請	船員法(昭和22年法律第100号)	戸籍謄本等	○				○
41	国土交通省	航空検査員の認定の申請	航空法(昭和27年法律第231号)	戸籍謄本等	○				○
42	国土交通省	海事補佐人の登録の申請	海難審判法(昭和22年法律第135号)	戸籍謄本等	○				○
43	国土交通省	公有水面埋立免許の申請	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)	戸籍謄本等	○				
44	国土交通省	第一種貨物利用運送事業の登録の申請	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)	戸籍謄本等	○				○
45	国土交通省	第二種貨物利用運送事業の許可の申請	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)	戸籍謄本等	○				○
46	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	○				○ ○(禁治産者・準禁治産者)
47	国土交通省	一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	○				○ ○(禁治産者・準禁治産者)
48	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	○				○ ○(禁治産者・準禁治産者)

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等	確認書類	確認事項				旧姓と現姓との連続性	日本国籍を保有	犯罪照会(本籍情報から追跡)	民族的身分関係
					本籍地、氏名、生年月日	住所地	成年被後見人・破産者ではない	禁治産者・準禁治産者・破産者ではない				
49	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
50	国土交通省	特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の受委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
51	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の譲受けの届出	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
52	国土交通省	特定第二種貨物利用運送事業者に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
53	国土交通省	廃油処理事業の許可の申請	海法汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
54	国土交通省	小型船造船業の登録の申請	小型船造船業法(昭和41年法律第119号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
55	国土交通省	港湾運送事業の許可の申請	港湾運送事業法(昭和26年法律161号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>						<input type="radio"/>	
56	国土交通省	倉庫業の登録の申請	倉庫業法(昭和31年法律第121号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
57	国土交通省	発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請	倉庫業法(昭和31年法律第121号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
58	国土交通省	内航海運業の登録の申請	内航海運業法(昭和27年法律第151号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
59	国土交通省	一般旅客運送事業の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
60	国土交通省	一般旅客運送事業の管理の受委託の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
61	国土交通省	一般旅客運送事業の譲渡及び譲受の認可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
62	国土交通省	特定旅客運送事業の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
63	国土交通省	特定旅客運送事業の管理の委託の届出	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
64	国土交通省	自動車道事業の免許の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
65	国土交通省	自動車道事業の管理の受委託の許可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
66	国土交通省	自動車道事業の譲渡及び譲受の認可の申請	道路運送法(昭和26年法律第183号)	戸籍謄本等	<input type="radio"/>							
67	国土交通省	海事代理士の登録の申請	海事代理士法(昭和26年法律第32号)	戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/>						<input type="checkbox"/>	
68	国土交通省	建築士(一級)免許の申請	建築士法(昭和25年法律第202号)	戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/>						<input type="checkbox"/>	
69	国土交通省	建築士(二級、木造)免許の申請	建築士法(昭和25年法律第202号)	戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/>						<input type="checkbox"/>	
70	国土交通省	建築基準適合判定資格者の登録の申請	建築基準法(昭和25年法律第201号)	戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/>						<input type="checkbox"/>	
71	国土交通省	構造計算適合判定資格者の登録の申請	建築基準法(昭和25年法律第201号)	戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="radio"/>						<input type="checkbox"/>	

No.	所管府省	申請手続名	根拠法令等	確認書類	確認事項							
					本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	履歴照会(本籍情報から追跡)	民族的身分関係
72	国土交通省	鉄道事業の許可の申請	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	○戸籍謄本等								
73	国土交通省	索道事業の許可の申請	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	○戸籍謄本等								
74	国土交通省	自動車ターミナル事業の許可の申請	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)	○戸籍謄本等					○(禁治産者・準禁治産者)			
75	国土交通省	自動車ターミナル事業の譲渡及び譲受けの認可の申請	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)	○戸籍謄本等					○(禁治産者・準禁治産者)			

(注) 1 当省の調査結果による。
(注) 2 「○」は戸籍謄本等、「▲」は本籍記載のない住民票、「◆」は身分証明書、「□」は登記事項証明書を指す。

表2-(2)-ア 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続

No.	所管府省	申請手続名	確認書類	確認事項						
				本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者、破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	犯歴照会(本籍情報から追跡)
① 本人確認のため、3情報を確認している手続										
1	国土交通省	公有水面埋立免許の申請	○戸籍謄本等	○						
2	国土交通省	船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請	○戸籍謄本等	○						
3	国土交通省	廃油処理事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○						
4	国土交通省	小型船造船業の登録の申請	○戸籍謄本等	○						
5	国土交通省	倉庫業の登録の申請	○戸籍謄本等	○						
6	国土交通省	発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請	○戸籍謄本等	○						
7	国土交通省	内航海運業の登録の申請	○戸籍謄本等	○						
8	国土交通省	鉄道事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○						
9	国土交通省	索道事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○						
② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続										
10	総務省	軽油引取税における元売業者の指定の申請	○戸籍謄本等	○					○	
11	総務省	軽油引取税における仮特約業者の指定の申請	○戸籍謄本等	○					○	
12	総務省	軽油引取税における特約業者の指定の申請	○戸籍謄本等	○					○	
13	国土交通省	港湾運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○					○	
③ 本人確認のため及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続										
14	国土交通省	海事補佐人の登録の申請	○戸籍謄本等	○ (住所地追跡のための本籍地確認含む)						

(注) 1 当省の調査結果による。
 (注) 2 「○」は戸籍謄本等を指す。

表 2- (2) -ア- i 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 1 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	公有水面埋立免許の申請
関係法令等	公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面であって国の所有に属するものを埋立しようとする者は、都道府県知事 (指定都市の長を含む。) に願書を提出し免許を受けなければならないとされ、公有水面埋立法施行規則 (昭和 49 年運輸省・建設省令第 1 号) 第 3 条第 1 号の規定に基づき、出願者が個人の場合は戸籍抄本を願書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による公有水面埋立免許の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- ii 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等対応が可能と考えられる手続 (No. 2 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請
関係法令等	船員法(昭和22年法律第100号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>船舶所有者は、船員法(昭和22年法律第100号) 第82条の2第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる船舶については、乗組員の中から衛生管理者を選任しなければならないとされ、衛生管理者は、国土交通大臣の行う試験に合格するか、これと同等以上の能力を有すると国土交通大臣の認定を受けた者に対し、国土交通大臣が交付する衛生管理者適任証書を受有する者でなければならないとされている。</p> <p>このうち、国土交通大臣の認定を受けるためには、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和37年運輸省令第43号。以下、本事例において「省令」という。)第13条の規定に基づき、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書を申請書に添付し、国土交通大臣に申請しなければならないとされている。また、省令第14条に規定される衛生管理者適任証書には、本籍地都道府県名が記載されている。</p> <p>国土交通省では、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書に記載されている3情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請について、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- iii 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 3 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	廃油処理事業の許可の申請
関係法令等	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号) 第 20 条第 1 項に基づき、港湾管理者及び漁港管理者以外の者が廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 (昭和 46 年運輸省令第 38 号) 第 13 条第 5 号ロの規定に基づき、申請者が個人の場合は戸籍抄本を申請書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による廃油処理事業の許可の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア - iv 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 4 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	小型船造船業の登録の申請
関係法令等	小型船造船業法 (昭和 41 年法律第 119 号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>小型船造船業法 (昭和 41 年法律第 119 号) 第 4 条の規定に基づき、小型船造船業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないとされ、小型船造船業法施行規則 (昭和 41 年運輸省令第 54 号) 第 3 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、申請者が個人である場合は戸籍抄本を申請書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による小型船造船業の登録の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- v 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 5 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	倉庫業の登録の申請
関係法令等	倉庫業法 (昭和 31 年法律第 121 号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>倉庫業法 (昭和 31 年法律第 121 号) 第 3 条の規定に基づき、倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないとされ、倉庫業法施行規則 (昭和 31 年運輸省令第 59 号) 第 2 条第 2 項第 4 号イの規定に基づき、申請者が個人の場合は申請書に戸籍抄本を添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による倉庫業の登録の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- vi 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 7 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	内航海運業の登録の申請
関係法令等	内航海運業法 (昭和27年法律第151号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>内航海運業法 (昭和 27 年法律第 151 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、総トン数 100 トン以上又は長さ 30 メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならないとされ、内航海運業法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 42 号) 第 3 条第 5 項第 3 号ロの規定に基づき、申請者が個人である場合は戸籍抄本を申請書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による内航海運業の登録の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- vii 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 8 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	鉄道事業の許可の申請
関係法令等	鉄道事業法 (昭和61年法律第92号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、鉄道事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされ、鉄道事業法施行規則 (昭和 62 年運輸省令第 6 号) 第 2 条第 2 項第 11 号ロの規定に基づき、申請者が個人である場合は戸籍抄本を申請書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による鉄道事業の許可の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア - viii 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 9 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	索道事業の許可の申請
関係法令等	鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号)
手続の区分	① 本人確認のため、3情報を確認している手続
概要	<p>鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号) 第 32 条の規定に基づき、索道事業 (注) を経営しようとする者は、索道ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされ、鉄道事業法施行規則 (昭和 62 年運輸省令第 6 号) 第 45 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、申請者が個人である場合は戸籍抄本を申請書に添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による索道事業の許可の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p> <p>(注) ロープウェイやリフトなど索道によって旅客や貨物の運送を行う事業</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア - ix 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 12 の手続)

府省等名	総務省
手続名	軽油引取税における特約業者の指定の申請
関係法令等	地方税法 (昭和25年法律第226号)
手続の区分	② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続
概要	<p>軽油引取税における特約業者となるためには、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第144条の9第1項の規定に基づき、道府県知事に申請を行い、当該道府県知事の指定を受けなければならないとされており、申請者が個人である場合は、指定の申請書に係る添付書類のうち、地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第8条の34第6号イの規定に基づき、戸籍抄本を添付しなければならないとされている。</p> <p>総務省では、戸籍抄本に記載されている3情報によって本人確認を行うほか、申請者が、地方税法施行令 (昭和25年政令第245号。以下、本事例において「施行令」という。) 第43条の11第3号に規定する特約業者の指定要件 (施行令第43条の9に規定する仮特約業者の欠格要件を準用。同条第6号の「国税若しくは地方税に関する法令の規定による罰金以上の刑」が該当。) を確認するため、戸籍抄本に記載された本籍地の市町村に対し、申請者の犯歴の照会を行うとしている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による軽油引取税における特約業者の指定の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、総務省によると、平成29年4月以降に行われる指定の申請から、本籍記載のある住民票の写しに代替できることとするため、施行規則の一部を改正する予定であるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア - x 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 13 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	港湾運送事業の許可の申請
関係法令等	港湾運送事業法 (昭和 26 年法律第 161 号)
手続の区分	② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、3 情報を確認している手続
概要	<p>港湾運送事業法 (昭和 26 年法律第 161 号) 第 4 条の規定に基づき、港湾運送事業 (港湾荷役、はしけ・いかだ運送等) を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされ、港湾運送事業法施行規則 (昭和 34 年運輸省令第 46 号) 第 4 条第 6 項第 11 号ロの規定に基づき、申請者が個人の場合は申請書に戸籍抄本を添付することとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うほか、港湾運送事業法第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定される港湾運送事業の許可の欠格事由 (禁錮以上の刑に処せられ又は港湾運送事業法等の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者) に申請者が該当していないことを確認するために、戸籍抄本に記載された本籍地の市町村に対し、申請者の犯歴照会を行うとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、個人による港湾運送事業の許可の申請について、戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア- xi 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 14 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	海事補佐人の登録の申請
関係法令等	海難審判法 (昭和22年法律第135号)
手続の区分	③ 本人確認のため及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認している手続
概要	<p>海難審判法 (昭和 22 年法律第 135 号) に規定される海事補佐人 (注) は、海難審判法施行規則 (昭和 23 年運輸省令第 8 号) 第 22 条の規定に基づき、海難審判所に備える海事補佐人登録簿に、氏名、生年月日、本籍、住所等を登録しなければならないとされ、海難審判所事務取扱細則第 4 条第 1 項に規定される戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) を申請書に添付し、海難審判所長に提出しなければならないとされている。</p> <p>国土交通省では、戸籍個人事項証明書に記載されている 3 情報によって本人確認を行うほか、名簿登録者が所在不明となった場合に、登録されている本籍地の市町村に戸籍の附票を請求して現住所を照会することがあるとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍個人事項証明書は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、海事補佐人の登録の申請について、戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替する措置を講ずる必要がある。</p> <p>(注) 海難審判法に基づき、受審人の選任によって、海難審判で補佐人として受審人の船舶を操船する上での技術上、事実上の主張を代弁する者</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-イ 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続

No.	所管府省	申請手続名	確認書類	確認事項							
				本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者、破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	犯歴照会(本籍情報から追跡)	親族的身分関係
① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続											
1	総務省	登録政治資金監査人の登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票	○	▲	○					
2	厚生労働省	医師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
3	厚生労働省	歯科医師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
4	厚生労働省	保健師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
5	厚生労働省	助産師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
6	厚生労働省	看護師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
7	厚生労働省	診療放射線技師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
8	厚生労働省	臨床検査技師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
9	厚生労働省	理学療法士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
10	厚生労働省	作業療法士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
11	厚生労働省	視能訓練士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
12	厚生労働省	臨床工学技士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
13	厚生労働省	義肢装具士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
14	厚生労働省	歯科技工士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
15	厚生労働省	救急救命士免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
16	厚生労働省	薬剤師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
17	厚生労働省	准看護師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
18	厚生労働省	クリーニング師免許の申請	○戸籍謄本等	○		○					
19	厚生労働省	販売従事登録(登録販売者)の申請	○戸籍謄本等	○		○					
② 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続で、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するために、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続											
20	総務省	行政書士の登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□			
21	財務省	税理士の登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□			
③ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続											
22	農林水産省	獣医師免許の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○		□		○	
23	農林水産省	家畜人工授精師免許の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○		□		○	
④ 本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続。その上、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続											
24	金融庁	公認会計士の開業登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□		○	
25	金融庁	外国公認会計士の開業登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□		○	
26	金融庁	特定社員登録の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○	▲	○	◆	□		○	

(注) 1 当省の調査結果による。

(注) 2 「○」は戸籍謄本等、「▲」は本籍記載のない住民票、「◆」は身分証明書、「□」は登記事項証明書を指す。

表 2- (2) -イ- i 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 1 の手続)

府省等名	総務省
手続名	登録政治資金監査人の登録の申請
関係法令等	政治資金規正法 (昭和23年法律第194号)
手続の区分	① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号。以下、本事例において「法」という。) に規定される登録政治資金監査人となるためには、政治資金規正法施行規則 (昭和 50 年自治省令第 17 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 27 条 1 項第 1 号に規定される戸籍の抄本を法第 19 条の 20 第 1 項に規定する登録申請書に添付し、政治資金適正化委員会に提出しなければならないとされている。また、法第 19 条の 18 第 1 項に規定される登録政治資金監査人名簿には、同項及び施行規則第 25 条において、氏名、生年月日、住所、本籍等が登録事項として規定されている。</p> <p>総務省では、戸籍の抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行い、また、旧姓の登録を希望する申請者については、戸籍の抄本によって旧姓と現在の姓の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じないと考えられる。また、旧姓の登録を希望する申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍の抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、登録政治資金監査人の登録の申請について、戸籍の抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、旧姓の登録を希望する申請者にのみ戸籍の抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - イ - ii 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 2 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	医師免許の申請
関係法令等	医師法(昭和23年法律第201号)
手続の区分	① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>医師法(昭和23年法律第201号。以下、本事例において「法」という。)に規定される医師免許を受けようとする者は、医師法施行令(昭和28年政令第382号。以下、本事例において「施行令」という。)第3条に基づき、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)第1条の3第2項第2号に規定される戸籍謄本又は戸籍抄本を申請書に添付し、住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないとされている。また、法第5条に規定される厚生労働省に備える医籍に医師免許に関する事項を登録することとされ、施行令第4条において、氏名、生年月日、性別、本籍地都道府県名等が登録事項とされている。</p> <p>厚生労働省では、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載されている3情報によって本人確認を行い、また、試験申込時から免許申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍謄本又は戸籍抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認としている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても支障は少ないものと考えられる。また、申請者によって提出書類が異なるため、添付ミスが発生し登録業務が煩雑化してしまうという問題はあるものの、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍謄本又は戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、医師免許の申請について、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- iii 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 17 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	准看護師免許の申請
関係法令等	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号)
手続の区分	① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号。以下、本事例において「法」という。) に規定される准看護師免許を受けようとする者は、保健師助産師看護師法施行令 (昭和 28 年政令第 386 号。以下、本事例において「施行令」という。) 第 1 条の 3 第 2 項に基づき、保健師助産師看護師法施行規則 (昭和 26 年厚生省令第 34 号) 第 2 条第 2 項第 2 号に規定される戸籍謄本又は戸籍抄本を申請書に添付し、都道府県知事に提出しなければならないとされている。また、法第 11 条に規定される都道府県に備える准看護師籍に准看護師免許に関する事項を登録することとされ、施行令第 2 条第 2 項において、氏名、生年月日、性別、本籍地都道府県名等が登録事項とされている。</p> <p>都道府県では、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載されている3情報によって本人確認を行い、また、試験申込時から免許申請時まで婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍謄本又は戸籍抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認としている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても支障は少ないものと考えられる。また、申請者によって提出書類が異なるため、添付ミスが発生し登録業務が煩雑化してしまうという問題があるものの、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍謄本又は戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、准看護師免許の申請について、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ-iv 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 18 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	クリーニング師免許の申請
関係法令等	クリーニング業法 (昭和25年法律第207号)
手続の区分	① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>クリーニング業法 (昭和 25 年法律第 207 号。以下、本事例において「法」という。) に規定されるクリーニング師免許を受けようとする者は、法第 6 条に基づき、クリーニング業法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 35 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 4 条第 1 号に規定される戸籍の謄本又は抄本を申請書に添付し、都道府県知事に提出しなければならないとされている。また、法第 8 条に規定される都道府県に備える原簿にクリーニング師免許に関する事項を登録することとされ、施行規則第 7 条において、氏名、生年月日、本籍等が登録事項とされている。</p> <p>厚生労働省では、戸籍の謄本又は抄本に記載されている3情報によって本人確認を行い、また、試験申込時から登録申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍の謄本又は抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じないと考えられる。また、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍の謄本又は抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、クリーニング師免許の申請について、戸籍の謄本又は抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍の謄本又は抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- v 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 19 の手続)

府省等名	厚生労働省
手続名	販売従事登録（登録販売者）の申請
関係法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
手続の区分	① 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定される販売従事登録を受けようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下、本事例において「施行規則」という。）第 159 条の 7 第 2 項に規定される戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書を申請書に添付し、都道府県知事に提出しなければならないとされている。また、施行規則第 159 条の 8 第 1 項に規定される都道府県に備える登録販売者名簿には、氏名、生年月日、性別、本籍地都道府県名等が登録事項とされている。</p> <p>厚生労働省では、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書に記載されている3情報によって本人確認を行い、また、試験申込時から登録申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じないと考えられる。また、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、販売従事登録の申請について、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- vi 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 20 の手続)

府省等名	総務省
手続名	行政書士の登録の申請
関係法令等	行政書士法 (昭和26年法律第4号)
手続の区分	② 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続で、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するために、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続
概要	<p>行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号。以下、本事例において「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、行政書士となるには、行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他日本行政書士会連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならないとされ、法第 6 条の 2 第 1 項に基づき、連合会に対し、事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会を經由して、登録の申請をしなければならないとされている。これらの法の規定を踏まえ、日本行政書士会連合会会則 (以下、本事例において「会則」という。) 第 39 条第 1 項第 2 号において名簿の登録事項として本籍が、第 40 条第 2 項第 2 号において申請書に添付する書類として戸籍抄本が規定されている。</p> <p>日本行政書士会連合会では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行い、また、試験申込時等から登録申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、申請書に添付する書類として、会則第 40 条第 2 項第 4 号に規定する市町村長が発行する身分証明書又は第 40 条第 2 項第 3 号に規定する住民票の写しを「本籍記載のある住民票の写し」とすることにより、3 情報の確認は可能となる。また、試験申込時等から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、行政書士の登録の申請について、日本行政書士会連合会において戸籍抄本の提出を不要とし、試験申込時等から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- vii 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 21 の手続)

府省等名	財務省
手続名	税理士の登録の申請
関係法令等	税理士法 (昭和26年法律第237号)
手続の区分	② 登録時に、本人確認のため3情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続で、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するために、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続
概要	<p>税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号。以下、本事例において「法」という。) に規定される税理士となるためには、税理士法施行規則 (昭和 26 年大蔵省令第 55 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 11 条第 2 項第 3 号に規定される戸籍抄本を申請書に添付して、日本税理士会連合会 (以下、本事例において「連合会」という。) に提出しなければならないとされている。また、法第 18 条に規定される連合会に備える税理士名簿には、施行規則第 8 条において、氏名、生年月日、本籍、住所等が登録事項として規定されている。</p> <p>財務省では、戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行い、また、試験申込時等から登録申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、申請書に添付する書類として、施行規則第 11 条第 2 項第 5 号に規定される市町村長が発行する身分証明書にも 3 情報は記載されていることから、これらの確認を身分証明書で行っても特段の支障は生じないと考えられる。また、試験申込時等から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、税理士の登録の申請について、戸籍抄本の提出を不要とし、試験申込時等から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- viii 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 22 の手続)

府省等名	農林水産省
手続名	獣医師免許の申請
関係法令等	獣医師法 (昭和24年法律第186号)
手続の区分	③ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>獣医師法 (昭和24年法律第186号。以下、本事例において「法」という。) に規定される獣医師免許を受けようとする者は、法第3条に基づき、獣医師法施行規則 (昭和24年農林省令第93号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第1条第2号に規定される戸籍謄本又は戸籍抄本を申請書に添付し、農林水産大臣に提出しなければならないとされている。また、法第6条に規定される農林水産省に備える獣医師名簿に獣医師免許に関する事項を登録することとされ、施行規則第2条において、氏名、生年月日、性別、本籍地都道府県名等が登録事項とされている。</p> <p>農林水産省では、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載されている3情報によって本人確認を行うほか、法第5条第3号に規定される獣医師免許の欠格事由 (罰金以上の刑に処せられた者) に申請者が該当していないことを確認するために、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された本籍地の市町村に申請者の犯歴照会を行うとしている。また、試験申込時から免許申請時まで婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍謄本又は戸籍抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認している。</p> <p>しかし、3情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、また、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については必ずしも戸籍謄本又は戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、獣医師免許の申請について、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- ix 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 23 の手続)

府省等名	農林水産省
手続名	家畜人工授精師免許の申請
関係法令等	家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号)
手続の区分	③ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続
概要	<p>家畜改良増殖法 (昭和 25 年法律第 209 号。以下、本事例において「法」という。) に規定される家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、家畜改良増殖法施行規則 (昭和 25 年農林省令第 96 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 26 条第 1 号に規定される戸籍謄本又は戸籍抄本を申請書に添付し、都道府県知事に提出しなければならないとされている。また、家畜改良増殖法施行令 (昭和 25 年政令第 269 号) 第 12 条に規定される都道府県知事が作成する家畜人工授精師名簿に家畜人工授精師免許に関する事項を登録することとされ、施行規則第 30 条において、氏名、生年月日、本籍地都道府県名等が登録事項とされている。</p> <p>農林水産省では、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載されている 3 情報によって本人確認を行うほか、法第 17 条第 2 項第 3 号に規定される家畜人工授精師の欠格事由 (家畜伝染病予防法等又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者) に申請者が該当していないことを確認するために、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された本籍地の市町村に申請者の犯歴の照会を行うとしている。また、修業試験合格時から免許申請時まで婚姻等により氏名を変更した者については、戸籍謄本又は戸籍抄本によって旧姓と現在の姓の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、3 情報は住民票の写しにも記載されていることから、これらの確認を住民票の写しで行っても特段の支障は生じず、必ずしも戸籍謄本又は戸籍抄本は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、家畜人工授精師免許の申請について、本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、修業試験合格時から氏名の変更がある申請者にのみ戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- x 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能と考えられる手続 (No. 24 の手続)

府省等名	金融庁
手続名	公認会計士の開業登録の申請
関係法令等	公認会計士法 (昭和23年法律第103号)
手続の区分	④ 本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続。その上、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続
概要	<p>公認会計士法 (昭和 23 年法律第 103 号) 第 17 条に基づき、公認会計士の登録を受けようとする者は、公認会計士等登録規則 (昭和 42 年大蔵省令第 8 号。以下、本事例において「規則」という。) 第 4 条第 2 項第 3 号に規定される戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を申請書に添付し、日本公認会計士協会 (以下、本事例において「協会」という。) に提出しなければならないとされている。また、公認会計士法第 17 条に規定される協会に備える公認会計士名簿の登録事項として、規則第 2 条において、氏名、生年月日、住所、本籍等が規定されている。</p> <p>金融庁及び協会では、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書に記載されている 3 情報によって本人確認を行うほか、法第 4 条第 2 号及び 3 号に規定される公認会計士の欠格条項 (公認会計士法等の規定に違反し、又は罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから規定年数を経過しないもの) に申請者が該当していないことを確認するために、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載された本籍地の市町村に申請者の犯歴照会を行うとしている。また、試験申込時から登録申請時までに婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認するとしている。</p> <p>しかし、申請書に添付する書類として、規則第 4 条第 2 項第 8 号に規定されている市町村長が発行する身分証明書にも 3 情報は記載されていることから、これらの確認を身分証明書で行っても特段の支障は生じないと考えられる。また、試験申込時から氏名等の変更がある申請者は少数であり、大部分の申請者については、必ずしも戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書は必要ないと考えられる。</p> <p>したがって、申請者の負担の軽減を図る観点から、公認会計士の開業登録の申請について、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の提出を不要とし、試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみこれらの提出を求める措置を講ずる必要がある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- xi 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等を行っている手続

府省等名	厚生労働省
手続名	歯科衛生士免許の申請
関係法令等	歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
手続の区分	[参考事例] 試験申込から登録申請までの間に「氏名」又は「本籍地」の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めている手続
概要	<p>歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号。以下、本事例において「法」という。）に規定される歯科衛生士免許を受けようとする者は、歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第 46 号。以下、本事例において「施行規則」という。）第 1 条の 3 第 2 項第 2 号に規定される戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを申請書に添付し、厚生労働大臣に提出しなければならないとされている。また、法第 5 条に規定される厚生労働省に備える歯科衛生士名簿に歯科衛生士免許に関する事項を登録することとされ、施行規則 2 条において、本籍地都道府県名、氏名、生年月日等が登録事項とされている。</p> <p>法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定登録機関である一般財団法人歯科医療振興財団（以下、本事例において「財団」という。）では、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しに記載されている 3 情報によって本人確認を行い、また、試験申込時から登録申請時まで婚姻等により氏名等を変更した者については、戸籍の謄本若しくは抄本によって旧姓等と現在の姓等の連続性も確認しているとしている。</p> <p>このように、氏名等の変更の有無によって提出書類の場合分けを設けること及び氏名等の変更がない申請者の 3 情報の確認を住民票の写しにより行うことについて、財団は、登録業務において書類の添付ミスによる多少の煩雑性は感じており、登録が遅れるケースが存在するものの支障は少ないとしている。</p> <p>なお、申請者に対し配布しているチェックシートに「（申請書内の）3 の質問「本籍又は氏名の変更の有無」に、有とした場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付して下さい。」と記載されており、申請者に注意喚起が行われている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2- (2) -ウ 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められた手続

No.	所管府省	申請手続名	確認書類	確認事項							
				本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者・破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	犯歴照会(本籍情報から追跡)	親族的身分関係
1	警察庁	駐車監視員資格証の交付の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書				○ (禁治産者・準禁治産者)	□		○	
2	警察庁	自動車運転代行業の認定の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書				○ (禁治産者・準禁治産者)	□		○	
3	法務省	公証人の任命の申請	○戸籍謄本等	○					○		
4	法務省	更生保護事業に係る寄附金募集の許可の申請	○戸籍謄本等	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	○		○	○
5	外務省	一般旅券の発給の申請	○戸籍謄本等 ▲本籍記載のない住民票	○	▲	○			○		○
6	文部科学省	美術品の登録の申請	○戸籍謄本等								○
7・8	農林水産省	調教師、騎手(中央競馬)免許の申請	○戸籍謄本等 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○			◆	□		○ (戸籍記録者全員の犯歴確認)	
9・10	農林水産省	調教師、騎手(地方競馬)免許の申請	○戸籍謄本等 ◆身分証明書 □登記事項証明書	○			◆	□		○ (戸籍記録者全員の犯歴確認)	
11	国土交通省	耐空検査員の認定の申請	○戸籍謄本等						○		
12	国土交通省	第一種貨物利用運送事業の登録の申請	○戸籍謄本等	○					○		
13	国土交通省	第二種貨物利用運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○					○		
14	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
15	国土交通省	一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
16	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の譲渡及び譲受けの許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
17	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
18	国土交通省	特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の受委託の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
19	国土交通省	特定貨物自動車運送事業の譲受けの届出	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
20	国土交通省	特定第二種貨物利用運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請	○戸籍謄本等	○					○		
21	国土交通省	一般旅客運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
22	国土交通省	一般旅客運送事業の管理の受委託の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
23	国土交通省	一般旅客運送事業の譲渡及び譲受けの許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
24	国土交通省	特定旅客運送事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				
25	国土交通省	特定旅客運送事業の管理の委託の届出	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)				

No.	所管府省	申請手続名	確認書類	確認事項								
				本籍地、氏名、生年月日	住所地	旧姓と現姓との連続性	禁治産者・準禁治産者・破産者ではない	成年被後見人・被保佐人ではない	日本国籍を保有	犯歴照会(本籍情報から追跡)	親族的身分関係	
26	国土交通省	自動車道事業の免許の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)					
27	国土交通省	自動車道事業の管理の受委託の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)					
28	国土交通省	自動車道事業の譲渡及び譲受の認可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)					
29	国土交通省	海事代理士の登録の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○			○ (禁治産者・準禁治産者)	□				
30	国土交通省	建築士(一級)免許の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	□				
31	国土交通省	建築士(二級、木造)免許の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	□				
32	国土交通省	建築基準適合判定資格者の登録の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	□				
33	国土交通省	構造計算適合判定資格者の登録の申請	○戸籍謄本等 □登記事項証明書	○		○	○ (禁治産者・準禁治産者)	□				
34	国土交通省	自動車ターミナル事業の許可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)					
35	国土交通省	自動車ターミナル事業の譲渡及び譲受けの認可の申請	○戸籍謄本等	○			○ (禁治産者・準禁治産者)					

(注) 1 当省の調査結果による。

(注) 2 「○」は戸籍謄本等、「▲」は本籍記載のない住民票、「◆」は身分証明書、「□」は登記事項証明書を指す。

表 2- (2) -ウ- i 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められた手続 (No. 2 の手続)

府省等名	警察庁
手続名	自動車運転代行業の認定の申請
関係法令等	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号)
手続の区分	[参考事例] 申請者の欠格事由 (成年被後見人又は被保佐人) の該当性を確認するため、戸籍謄本等の提出を必要としているもの
概要	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 57 号。以下、本事例において「法」という。) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、自動車運転代行業を営もうとする者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 (平成 14 年政令第 26 号) 第 1 条第 1 号イの規定に基づき、申請者が個人である場合は、戸籍の謄本又は抄本を申請書に添付し、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならないとされている。</p> <p>警察庁では、法第 3 条第 1 項に規定される自動車運転代行業の欠格事由のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを、戸籍の謄本又は抄本によって確認している。</p> <p>理由として、現行の成年後見制度が施行される平成 12 年 3 月 31 日以前に「禁治産者」又は「準禁治産者」の宣告を受けた者で、現行の成年後見制度の施行後に後見登記等ファイルへの移行登記を申請していない者の該当性については、戸籍謄本等による確認が必要なため (注)、個人による自動車運転代行業の認定の申請において、戸籍の謄本又は抄本の提出が必要であるとしている。</p> <p>(注) 平成 12 年 3 月 31 日以前は、禁治産者 (成年被後見人とみなされる者) ・準禁治産者 (被保佐人とみなされる者) については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されていたが、同年 4 月 1 日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更された。</p> <p>平成 12 年 3 月 31 日以前に禁治産宣告又は準禁治産宣告を受けていた者は、同年 4 月 1 日以降、それぞれ「成年被後見人」又は「被保佐人」とみなされることとなり、宣告を受けた旨の戸籍の記載や後見人の権限は引き続き有効であることから、引き続きそれらの証明には戸籍謄本等が使用できる。</p> <p>一方、成年後見登記制度を利用したい場合には、戸籍の記載を後見登記等ファイルに移す移行登記の申請が可能であり、移行登記終了後、禁治産宣告等の記載のある戸籍は再製される。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ウ- ii 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められた手続 (No. 6
の手続)

府省等名	文部科学省
手続名	美術品の登録の申請
関係法令等	美術品の美術館における公開の促進に関する法律 (平成10年法律第99号)
手続の区分	[参考事例] 登録美術品の所有者の相続関係を確認するため、戸籍謄本等の提出を必要としているもの
概要	<p>美術品の美術館における公開の促進に関する法律 (平成 10 年法律第 99 号。以下、本事例において「法」という。) 第 3 条第 1 項に基づき、登録美術品制度 (注) を利用して美術品の登録を受けようとする者は、美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則 (平成 10 年文部省令第 43 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 1 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、申請者が個人である場合は戸籍抄本を申請書に添付して、文化庁長官に提出しなければならないとされている。</p> <p>文部科学省では、法第 5 条において、登録美術品の所有者について相続があったとき、相続人は登録美術品の所有者の地位を承継して、その旨を文化庁長官に届け出ることとされ、施行規則第 5 条第 3 項第 2 号に規定される戸籍謄本を申請書に添付して、文化庁長官に提出しなければならないとされている。登録申請時に提出された戸籍抄本と、承継申請時に提出された戸籍謄本を突合することにより、登録美術品の所有者の相続関係を確認するため、個人による美術品の登録の申請において、戸籍抄本の提出が必要であるとしている。</p> <p>(注) 重要文化財や国宝、その他、世界的に優れた美術品を国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。また、登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能となる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ウ- iii 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められた手続 (No. 7、8 の手続)

府省等名	農林水産省
手続名	調教師、騎手 (中央競馬) 免許の申請
関係法令等	競馬法 (昭和23年法律第158号)
手続の区分	[参考事例] 申請者の欠格事由 (禁錮以上の刑に処せられた者) の該当性を確認するため、戸籍謄本等の提出を必要としているもの
概要	<p>競馬法 (昭和 23 年法律第 158 号) に規定される調教師又は騎手は、同法第 16 条第 1 項に基づき、日本中央競馬会 (以下「競馬会」という。) が免許することとされ、競馬会の内部規程である日本中央競馬会競馬施行規程 (平成 19 年理事長達第 28 号) 第 48 条において、調教師又は騎手の免許試験 (臨時試験を除く。) に合格した者は、合格後直ちに戸籍謄本を理事長に提出しなければならないとされている。</p> <p>競馬会では、競馬法施行規則 (昭和 29 年農林省令第 55 号) 第 22 条に規定される調教師又は騎手の欠格事由のうち、第 2 号の「禁錮以上の刑に処せられた者」及び第 3 号の「競馬法等の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」に申請者が該当しないことを確認するために、戸籍謄本に記載された本籍地の市町村に申請者の犯歴照会を行うとしている。</p> <p>競馬会を監督する農林水産省は、同条第 10 号に規定される欠格事由の「競馬の公正かつ安全な実施の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」に該当するか判断するため、申請者本人と同一戸籍に記録されている全員の犯歴等の確認を行うことを想定しており、中央競馬の調教師又は騎手免許の申請において、戸籍謄本の提出が必要であるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ウ-iv 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められた手続 (No. 11 の手続)

府省等名	国土交通省
手続名	耐空検査員の認定の申請
関係法令等	航空法 (昭和27年法律第231号)
手続の区分	[参考事例] 申請者の欠格事由 (日本の国籍を有しない者) の該当性を確認するため、戸籍謄本等の提出を必要としているもの
概要	<p>航空法 (昭和 27 年法律第 231 号) 第 10 条の 2 第 1 項に規定される耐空検査員 (注) となるためには、国土交通大臣の認定を受けなければならないとされ、航空法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下、本事例において「施行規則」という。) 第 16 条の 7 第 2 項第 1 号の規定に基づき、戸籍抄本を申請書に添付して、国土交通大臣に提出することとされている。</p> <p>国土交通省では、耐空検査員は国土交通大臣が行う耐空証明を代行するものであり、施行規則第 16 条の 6 第 1 号において、日本の国籍を有しない者は認定の申請をすることができないとされていることから、申請者の国籍を確認するため、耐空検査員の認定の申請において、日本の国籍を公証する戸籍抄本の提出が必要であるとしている。</p> <p>(注) 中級滑空機、上級滑空機及び動力滑空機の耐空証明を行う者</p>

(注) 当省の調査結果による。